

杜牧の「李戡墓誌銘」について（上）※

愛 甲 弘 志

はじめに

晩唐の詩人とされる杜牧（八〇三―八五二）の文学について、政治的問題を抜きに論じることができないことが多々ある。これから本稿で論じようとする「李戡墓誌銘」についても同様であると思われる。この墓誌銘は、正しくは「唐故平盧軍節度巡官隴西李府君墓誌銘」（略称「李戡墓誌銘」）と称され、開成二年（八三七）に亡くなった李戡なる者の為に杜牧が書いたもので、杜牧の最晩年にその詩文の編纂を託されたという甥の裴延翰に成る『樊川文集』二十巻の巻九に収められている。墓誌銘とは、死者（墓主）の家系・履歴・功績、あるいは逸事など（墓誌を石版に刻んで墓に埋めるもので、その墓誌の末尾には賛美や哀悼の意を韻文にした銘が伴う。その中で李戡のことはを以て語られる文学論が元稹（七七九―八三二）と白居易（七七二―八四六）のいわゆる〈元白詩〉を批判した嚆矢とされ、また『新唐書』『白居易傳』（巻一一九）の賛にも引用されていることから、これまでも注目を集めてきたものである。本稿は、これが一体、どのような時代的背景の下で書かれたのかについて、この時代の権力者たちの政治と文学の実相を時間軸に眺めることによって明らかにし、杜牧の文学をより深く理解するため

の一助としたい。そこで先ずはこの全文九六九字の墓誌銘を便宜的に幾つかに分けて読みながら、それぞれに補足説明を加えていくこととする。^①

一

A

牧 大和元年（八二七）、進士に挙げられ及第するに、上都（長安）に郷貢たりて、有司は東都（洛陽）に試みる。二都の群進士の中に在りて、往往に前十五年に進士李飛なるもの有りて江西より来たり、貌古く文高かりしを言う有り。始めて礼部に就きて賦を試みらるるに、吏大いに其の姓名を呼ばわり、符驗（受驗の割符）を熟視し、然る後に入らしむ。飛曰く、「是くの如く賢を選ばんか。即ち貢を求むるに、是くの如く自ら以て賢と為さんか」と。因りて手を袖にして出さず、明日徑ただちに江東に返る。某曰く、「誠に是の人ならば、吾が輩は与に伍を為すことを得るべからず」と。

牧 大和元年、舉進士及第、郷貢上都、有司試於東都。在二都羣進士中、往往有言前十五年有進士李飛自江西來、貌古文高。始就禮部試賦、吏大呼其姓名、熟視符驗、然後入。飛曰、「如是選賢耶。即求貢、如是自以爲賢耶」。因袖手不出、明日徑返江東。某曰、「誠有是人、吾輩不可得與爲伍矣」。

大和元年秋、二十五歳の杜牧は長安での府試で郷貢進士に挙げられ、翌年（八二八）春、洛陽での礼部試で進士に及第、続いて長安での吏部試及び制科の賢良方正能直言極諫科に及第するが、この頃、嘗て李飛と名乗っていた郷貢進士、李戡についての噂を受験者たちから聞くこととなる。その古めかしい風貌に格調高い文才を備えた李戡は、相手を見くびったような横柄な役人に反発してさっさと科場を立ち去ってしまうその豪放さと相俟って、

いかにも杜牧好みの人物として描かれている。十五年前というこの噂を遡れば、元和七年（八二二）頃で、それは折しも〈元白詩〉が盛んにもてはやされていた時に当たり、そのような時にこのような人物が科場に出現したことは、後の[F]で〈元白詩〉批判をも暗示しているかのである。

[B]

後二年（大和二年 八二八）、故吏部沈公に鍾陵（江西觀察使）・宣城（宣歙觀察使）に事えて幕吏と為る。兩府に凡そ五年間、舍生の蘭陵の蕭賓・京兆の韓乂・博陵の崔壽と共に、毎に人の等第を品量するに、必ず曰く、「道有り学有り文有るは、李處士戡の如き者寡なし。是れ進士を卑しとし挙げられず嘗て飛と名のりし者なり」と。某益す未だ其の人に面わざるを恨み、且つ其の人の世に在るを喜ぶなり。

後二年、事故吏部沈公於鍾陵・宣城爲幕吏。兩府凡五年間、同舍生蘭陵蕭賓・京兆韓乂・博陵崔壽、每品量人之等第、必曰、「有道有學有文、如李處士戡者寡矣。是卑進士不舉嘗名飛者」。某益恨未面其人、且喜其人之在世也。

進士科、制科に合格し、褐を弘文館校書郎・試左武衛兵曹參軍に积いた杜牧は、その年（八二八）には江西觀察使の沈傳師（七六九―八三五）に江西团練府巡官・試大理評事として辟かれ、大和四年（八三〇）には宣歙觀察使に移った沈傳師に従つて、大和七年（八三三）までその属官となっているが、その同僚たちからも〈道〉〈學〉〈文〉ともに兼ね備えた恰も韓愈（七六八―八二四）の如き李戡が高く評価されていた。

[C]

大和九年（八三五）、監察御史と為り、東都に分司すれば、今の諫議大夫李中敏・左拾遺韋楚老・前の監察御史盧簡咸みな某に言いて曰く、「御史は法として当に檢謹（厳しく言動を慎しむ）たるべし。子は少年なれば、

設し与に遊ぶこと有らば、宜しく長厚にして学識有る者を得て、因りて得失を訪求し、資するに以て官たるべし。洛下にては李处士戡に若くは莫し」と。某謝して曰く、「素より恨む所は未だ見えざる者なり」と。即日 其の廬に造りて、遂に旦夕往来す。

大和九年、爲監察御史、分司東都、今諫議大夫李中敏・左拾遺韋楚老・前監察御史盧簡求咸言於某曰、「御史法當檢謹。子少年、設有與游、宜得長厚有學識者、因訪求得失、資以爲官。洛下莫若李處士戡」。某謝曰、「素所恨未見者」。即日造其廬、遂旦夕往来。

杜牧が監察御史として長安から洛陽に分署勤めした際、三十三歳とはいえ、まだ未熟にして不羈奔放な杜牧を心配する友人たちがいた。これは多分にかつての江南での風流才子ぶりが尾を引いているであろうし、〈御史法當檢謹。子少年、設有與游……〉という友人たちのこの助言が、皮肉にも『本事詩』「高逸」でこの洛陽を舞台に語られる、紫雲なる妓女を繞る艷事や艷詩を創り出してしまったようでもある。その友人たちから洛陽で浪々の身であった李戡との交際を勧められ、早速、行き来するようになった。これが杜牧と李戡との初めての出会いとなる。

D

開成元年（八三六）春二月、平盧軍節度使王公彥威 君の名を聞き、卑辞を簡に挈^きげ、副うるに幣馬 贈り物の馬を以てし、請いて節度巡官と爲す。明年春、平盧府は改めらるるに、君は西に帰らんとするも路に病み、洛陽の友人王廣の思恭里の第に卒す。享年若干。

開成元年春二月、平盧軍節度使王公彥威聞君名、挈卑辭於簡、副以幣馬、請爲節度巡官。明年春、平盧府改、君西歸病於路、卒於洛陽友人王廣思恭里第。享年若干。

杜牧とはじめて出会った翌年の春、淄青平盧軍節度使、王彥威が丁重に李戡をその幕府へと辟き入れた。墓誌銘に〈平盧軍節度巡官〉とあるのはこれが李戡の最終官歴であったことを示す。その翌年（八三七）の春には幕府が代わったので李戡はそこを引き払つての帰路、病に倒れ、洛陽の友人の家で亡くなった^②。

[E]

君諱は戡、字は定臣。七代の祖は渤海王奉慈たり。祖は杠、衢州盈川の令たり。父は登、婺州浦陽の尉たり。浦陽は晚くに子無きも、夫人の呉興の沈氏一人を夢みるに、状は甚だ偉にして、一嬰兒を捧げて曰く、「予は孔丘たりて、是を以て爾に与えん」と。期に及び君を生み、因りて名づけて天授と曰う。君は幼くして孤にして、旁らに群從（兄弟や従兄弟）の以て附託すべきもの無し。年十余歳にして即ち学を好み、寒雪には薪を拾いて自ら炙き、夜には膏を然やす無くして、記す所を默念す。年三十にして、尽く六經の書を明らかにし、微隱なるを解決すること、蘇（バスター類）の融け雪の積くるがごとく、鄭玄より孔穎達の輩に至る凡そ為る所の疏注、皆能く其の得失を短長せり。一たび進士に挙げらるるも、恥ぢて試みらるるを肯んぜずして、晋陵（常州）の陽羨里に帰り、山水を得て之に居り、始めて百家の書を開きて、事業（儒学）を縁飾す。小功喪（祖父の兄弟などに対する喪服制で、五服の四番目）有る毎に、制を諗^おうるまでは肉を食らい酒を飲まず、語言行止、皆法度有り。陽羨の民に鬪諍して決せざること有れば、官人に之かずして、必ず以て君に詣る。

君諱戡、字定臣。七代祖渤海王奉慈。祖杠、衢州盈川令。父登、婺州浦陽尉。浦陽晚無子、夫人吳興沈氏夢一人、狀甚偉、捧一嬰兒曰、「予爲孔丘、以是與爾」。及期而生君、因名曰天授。君幼孤、旁無羣從可以附託。年十餘歲好學、寒雪拾薪自炙、夜無然膏、默念所記。年三十、盡明六經書、解決微隱、蘇融雪釋、鄭玄至于孔穎達輩凡所爲疏注、皆能短長其得失。一舉進士、恥不肯試、歸晉陵陽羨里、得山水居之、始開百家書、

縁飾事業。毎有小功喪、訖制不食肉飲酒、語言行止、皆有法度。陽羨民有鬪諍不決、不之官人、必以詣君。

李戡の祖父は衢州盈川令、父は婺州浦陽尉の地方官止まりであつた。李戡が進士の試験を蹴つて戻つた所が[A]では「江東」と記されていたが、ここではより具体的に「晉陵陽羨里」と記され、「衢州」「婺州」「晉陵」いずれも江南南道の域内にある。さすれば、この李氏一族は既にここに地縁を得ていたようである。しかし七代前の「渤海王奉慈」という宗室の存在は、李戡をして唐王朝への帰属意識を強固なものにしたに違いない。母の夢見て孔子から授かつたのが李戡だという出生譚も、文字通り、彼が儒家の申し子であることを言わんとするもので、その後の勉強ぶりや節度ある言行は[B]の「有道有學有文」をしつかりと裏付けており、また次の[F]で「元白詩」批判をする者の確かさをも担保するものであると言える。

ここに「一舉進士」の前に「年三十」とあることから、その受験の年に当たる元和七年（八二二）頃には[A]、李戡は少なくとも三十歳にはなっており、杜牧（八〇三―八五二）より二十歳は懸け離れていたことが知られる。

[F]

著す所の文は数百篇、仁義に外るれば、一に筆に閑わらず。嘗て曰く、「詩は以て歌うべく、以て竹に流し、糸に鼓すべく、婦人小兒、皆諷誦せんと欲す。国俗の濃厚、之を詩に扇ぎて、風の疾速せるが如し。嘗て痛むらくは元和より已来、元白詩なる者有りて、纖艶不逞にして（なよなよとして）乱れている、壮士雅人に非ざれば、多く其の破壊する所と為る。民間に流れ、屏壁に疏し、子父女母、交口教授し、淫言褻語（いやらしいことば）、冬寒夏熱のごとく、人の肌骨に入り、除去すべからず。吾位無ければ、法を用いて以て之を治むるを得ず。後代をして発憤する者有るを知らしめんと欲し、因りて国朝已来の古詩に類するものを集めて若干首を得て、編みて三巻と為し、目して『唐詩』と為し、序を為りて以て其の志を導かん」と。

所著文數百篇、外於仁義、一不關筆。嘗曰、「詩者可以歌、可以流於竹、鼓於絲、婦人小兒、皆欲諷誦。國俗醇厚、扇之於詩、如風之疾速。嘗痛自元和已來、有元白詩者、纖艷不逞、非莊士雅人、多爲其所破壞。流於民間、疏于屏壁、子父女母、交口教授、淫言褻語、冬寒夏熱、入人肌膚、不可除去。吾無位、不得用法以治之。欲使後代知有發憤者、因集國朝已來類於古詩得若干首、編爲三卷、目爲『唐詩』、爲序以導其志」。

前に「貌古文高」(A)や「有道有學有文」(B)と語られた李戡の文学は、因つて政道に結びついたものでなければならず、当然、「纖艷不逞」にして「淫言褻語」なる「元白詩」は風教を破壊するものと否定される。この「元白詩」とは具体的には嫵やかな女性を詠む艷詩を指している。李戡はそのような詩を糺す職にないので、そこで本朝の古詩を集めて『唐詩』と名付け、その序文に編纂の意図を示したいと語ったのである。⁽³⁾このくだりが多いの論者に引用されるのであるが、本稿執筆の意図はこのように記されることになる、その時代の政治的、或いは文学的背景の解明にあるが、それについては後述する。

G

江南に居るに、秀人張知実（寶曆二年進士 八二六）・蕭賓・韓乂・崔壽・宋祁（大和四年狀元 八三〇）・楊發（大和四年進士 八三〇）・王廣、皆君に趨き之と交わり、後に皆進士の第を得て、名声・官職有り。君尚お布衣たるも、然れども君とは敢えて稍かも怠らず。君は洛中に在りて困しむこと甚しく、河陽節度使蕭洪の鎮を鄆州に移すに（大和九年十月 八三五）、諫議大夫蕭俛君を以て洪に言う。洪素より諫議を敬えるに、即ち君に謁して以て請わんと欲するも、君曰く、「人間譁言する（盛んに言い立てる）に洪盜は外戚に籍り、一たび其の面を窺えば能く吾が死をも易えん。尚且死を忍ばず、況んや其の党と爲るをや」と。居ること数月にして（開成元年八月 八三六）、洪果して敗る。

居江南、秀人張知實・蕭賓・韓父・崔壽・宋祁・楊發・王廣、皆趨君交之、後皆得進士第、有名聲・官職。君尚爲布衣、然於君不敢稍怠。君在洛中困甚、河陽節度使蕭洪移鎮隴州、諫議大夫蕭俶以君言於洪。洪素敬諫議、即欲謁君以請、君曰、「人間譁言洪盜籍外戚、一窺其面能易吾死。尚且不忍死、況爲其黨乎」。居數月、洪果敗。

ここで李戡が江南にいた時とは、進士の試験を蹴つて江東に帰った元和七年（八一二）頃より後のことである（A）。彼と交流のあつた者たちは次々と及第、出世していき、ひとり李戡は布衣のままであつたが、彼への敬意は失われることはなかつたという。この江南で李戡と交わつた者たちの中に、杜牧との関係に於いてたいへん重要な張祜（七九二―八五三？）がいたこともここに指摘しておきたい。⁴その後、平盧軍節度使の王彦威の下に赴いた開成元年（八三六）の前年のこととして（D）、蕭太后（文宗の母）の弟と詐称した蕭洪が洛陽で困窮していた李戡を幕府に辟こうとしたが、不正な輩に就くことを拒んだという李戡のもう一つの剛直なるエピソードを載せる。

H

弘農の楊氏の女を娶るも、早くに卒す。子二人、長は審之と曰い、次は鼎郎と曰い、始めて五歳。某年月を以て、権に常州義興県某郷里に葬る。某は君と晩交を爲し、君に得ること最も厚く、因りて之が銘を爲りて曰く、

命は煙雲の如く、道は宮宅に比ぶ。煙雲飄揚として、往來を知ること莫し。道を爲して至らざれば、以て偃息すること無し。道有りて命有るは、偶然にして相い値う。命の我に在らずして、不肖も亦た貴し。豈に此を指さして、彼と市を爲すべけんや。嗚呼 定臣よ、曰に徳は孔^{はなは}だ脩まり、曰に学は必ず聖たり。我に飭^{おし}うるに兢兢たりて、一も命も言わず。其の心を伝えて、以て後生に教うべし。嗚呼 哀しきかな。

娶弘農楊氏女、早卒。子二人、長曰審之、次曰鼎郎、始五歲。以某年月、權葬於常州義興縣某鄉里。某於君爲晚交、得君最厚、因爲之銘曰、

命如煙雲、道比宮宅。煙雲飄揚、莫知往來。爲道不至、無以偃息。有道有命、偶然相值。命不在我、不肖亦貴。豈可指此、與彼爲市。嗚呼定臣、曰德孔脩、曰學必聖。飭我兢兢、一不言命。可傳其心、以教後生。嗚呼哀哉。

妻は早死にし、幼い子どもを残しての李戡の死であつたが、その晩年に深い付き合いがあつたので杜牧はこの墓誌銘を書くことになつたのである。最後に銘文が添えられるが、〈元白詩〉批判も含めて、これまで墓誌で語られてきた李戡に関する事どもが、〈命〉に恵まれずともそれに恋々とすることなく、ひたすら追い求めた〈道〉がその〈徳〉や〈學〉の高さとなつて表われていると讃えるこの銘文の内実であつたことは改めて確認しておきたい。

李戡の死は開成二年（八三七）春以降まもなくで〔D〕、時に彼は五十五歳を超えていたことになる〔E〕。この墓誌銘には〈權葬〉（仮もがり）の記述はあるが、先祖の墓域に改めて葬られる、いわゆる遷葬についての言及がない。しかし仮もがりは遷葬と違つてふつう、死後まもなく執り行われるのであれば、この杜牧の「李戡墓誌銘」も開成二年（八三七）春から大きく隔たるものではないだろうが、亡くなつた地が洛陽で〔D〕、仮もがりの地が江南の常州であれば〔H〕、その時間も考慮せねばならないかもしれない。この年、三十五歳になつた杜牧は、弟、杜顥の眼病を治すために同僚の韋楚老に紹介された石生なる医者を伴つて監察御史を辞して揚州に見舞つてゐる。そのより正確な時間について、杜牧にはこの年、眼医を紹介した韋楚老が長安に転任するに際して贈つた「洛中監察病假滿、送韋楚老拾遺歸朝」詩（『樊川文集』卷四）があり、その詩題から杜牧が病氣休暇期間（百

日間）が過ぎて規定によつて監察御史の任を解かれようとしていることが知られる。更に首聯の「洛橋風暖かにして細かに衣を翻し、春仙官を引きて玉墀に去る（洛橋風暖細翻衣、春引仙官去玉墀）」が陽春を詠んでいることから、杜牧はこの開成二年（八三七）春以降に監察御史を辞めて揚州に向かったことが推定される。李戡もこの年の春以降、洛陽で亡くなっているのので〔D〕、李戡が亡くなった時、そして「李戡墓誌銘」を作った時、杜牧はなお洛陽に居たのか、或いはすでに江南に居たのかは確かに判断に迷う⁽¹⁾。

二

前節で「李戡墓誌銘」の全文を紹介し、若干の補足説明を行ったが、そもそも筆者がこの墓誌銘を取り上げたのは、杜牧が李戡のことばを借りて〈元白詩〉を批判していることにあつた〔F〕。これについては古来、多くの論評があるが、唐末、黃滔（乾寧二年進士 八九五）の次の評はその最も早いものと言えよう。

大唐は前に李（李白）・杜（杜甫）有り、後に元・白有りて、信に滄溟の際無く、華嶽の天を干すが若し。然れども李飛より数賢、多く粉黛を以て樂天の罪と為すも、殊に謂わず三百五篇の女子を多とするを。蓋し指し説く所の如何なるかに在るのみ。「長恨歌」の「遂に天下の父母の心をして、男を生むを重んぜずして女を生むを重んぜしむ」と云うが如きに至りては、此れ男女の常あらざるを以て、陰陽倫を失うを刺す。其の意は險にして奇、其の文は平にして易く、所謂之を言う者は罪無く、之を聞く者は、以て自ら戒しむるに足るものかな。

大唐前有李・杜、後有元・白、信若滄溟無際、華嶽干天。然自李飛數賢、多以粉黛爲樂天之罪、殊不謂三百五篇多乎女子。蓋在所指説如何耳。至如「長恨歌」云「遂令天下父母心、不重生男重生女」、此刺以男女

不常、陰陽失倫。其意險而奇、其文平而易、所謂言之者無罪、聞之者足以自戒哉。

（『黃御史集』卷七「答陳僊隱論詩書」）

『毛詩』も女性を軽視していないように、詩歌の評価はその諷諭性の如何に懸かっているのであって、李戡（杜牧）などが白居易の詩に女性が多く用いられるからと咎め立てるのは当たらないと黃滔は論じるが、李戡（杜牧）が批判するような艶詩とでは些か議論がかみ合わない。

また宋の葉夢得も次のようにいう。

杜牧 李戡の墓誌を作り、戡の元白詩を詆る語を載せるに、所謂「莊人雅士の爲る所に非ずして、淫言媒語、人の肌骨に入る」という者なり。元稹は論ぜざる所にして、樂天の諷諫・閑適の辞の如きは、概して「淫言媒語」と謂うべけんや。戡は何人なるかを知らざれども牧之を称うること過甚なり。古今の妄人は自ら量らずして、好く抑揚予奪し、人輒ち之を信ずるの類なるのみ。牧の詩の「纖豔淫媒」なるを観るに、乃ち正に其の言う所にして自ら知らざるなり。『新唐書』に牧の語と取り為して「樂天伝」に論じて、「以為らく失を救わんとし、然らざるを得ず」とは、蓋し過てり。

杜牧作李戡墓誌、載戡詆元白詩語、所謂「非莊人雅士所爲、淫言媒語、入人肌骨」者。元稹所不論、如樂天諷諫・閑適之辭、可概謂「淫言媒語」耶。戡不知何人而牧稱之過甚。古今妄人不自量、好抑揚予奪、而人輒信之類爾。觀牧詩「纖豔淫媒」、乃正其所言而自不知也。『新唐書』取爲牧語論「樂天傳」、「以為救失、不得不然」、蓋過矣。

（葉夢得『避暑錄話』卷下）

『新唐書』「白居易傳」（卷二一九）の贊は李戡の「纖豔不逞、非莊士雅人所爲。流傳人間、子父女母交口教授、

淫言媒語、入人肌骨、不可去」を杜牧のことばと見なして引用し、〈蓋し失する所を救わんとし、云わざるを得ず（蓋救所失、不得不云）と、過ちを正すために発言せざるを得なかったのだと杜牧を擁護する。しかし葉夢得は、元稹はどこかに抛っておいて白居易の諷諭詩や閑適詩を以て元白を弁護し、杜牧こそ自身の詩が〈織豔淫媒〉であることに気づいていないと反駁する。

このような議論は枚挙に暇が無いが、杜牧が〈元白詩〉に対して否定的だったことだけを紹介したり、或いはその態度の妥当性の如何を議論するだけでは、杜牧の文学は見えて来ないというもどかしさが常に筆者に付き纏っていた。要するに、このように批判する杜牧のそも、その理由について、更に掘り下げて考えねばその答えは得られないであろう。そこでこの「李戡墓誌銘」をその時代の具体的様相の中に改めて置き直すことによって杜牧に於ける政治と文学の問題を明らかにしてみたい。

三

「李戡墓誌銘」が作られた時期について、李戡が亡くなった開成二年（八三七）春以降のさほど間を置かない時期に作られたであろうことは前述の通りであるが、そこに挿入された〈元白詩〉を批判する話は間違ひなく杜牧と李戡の交遊の中で得られたものである。⁽⁸⁾つまり、杜牧が監察御史として長安から洛陽へと分署勤めになった大和九年（八三五）八月以降のことである〔C・G〕。ここで改めて進士に及第してからこのあたりまでの杜牧の官歴を中心に李戡や他の詩人たちの事蹟なども交えながら振り返ってみる。

大和二年（八二八） 杜牧二六歳

進士科、制挙に及第し、弘文館校書郎・試左武衛兵曹參軍に釈褐。

十月、江西觀察使（洪州鍾陵）の沈傳師（七六九―八三五）に辟かれ江西団練府巡官・試大理評事。

大和三年（八二九） 杜牧二七歳

三月、白居易（七七二―八四六）太子賓客東都分司。

大和四年（八三〇） 杜牧二八歳

宣歙觀察使（宣州宣城）に移った沈傳師に従う。

大和五年（八三二） 杜牧二九歳

七月、武昌軍節度使の元稹（七七九―八三二）鄂州の任所で没。

大和七年（八三三） 杜牧三一歳

淮南節度使（揚州）の牛僧孺（七八〇―八四八）に辟かれ節度推官・監察御史裏行。

大和九年（八三五） 杜牧三三歳

春、監察御史として長安に戻る。

八月以降、監察御史東都分司。李戡と交遊。

十月、李戡、河陽節度使蕭洪の招きを断る。

十一月、甘露の変。

開成元年（八三六） 杜牧三四歳

春、淄青平盧軍節度使の王彦威が李戡を節度巡官として辟く。

六月、李紳（七七二―八四六）が宣武軍節度使を拝命。

開成二年（八三七） 杜牧三五歳

春以降、洛陽にて李戡死（この後、「李戡墓誌銘」執筆）。

春以降、監察御史東都分司を辞して、揚州に弟杜顗を見舞う。

九月、宣歙觀察使の崔郾に辟かれて団練判官・殿中侍御史内供奉。

杜牧は、進士及第後、すぐに節度使の幕僚として足かけ八年の間、江南での生活を送っている。そこでの生活が杜牧の文字に計り知れない影響を与えたことはじゅうぶんに想像できるが、例えば、前述の張祐（七九二—八五三）、更には許渾（七八八—八五四）といった江南文人たちとの受容関係について、研究の余地はじゅうぶんに残されており、これについてもいづれ稿を改めて論じてみたい。⁹⁾

その江南での生活を終えた大和九年（八三五）、監察御史として長安に戻った杜牧を待ち受けていたのはその年の十一月に起こった甘露の変という凄惨極まりない大政変であった。時の皇帝、文宗は李訓や鄭注らと謀って、宦官仇士良らを誅殺しその勢力を殺ごうとした。しかし直前に事が露見して未遂に終わったこの政変は、逆に大粛清の嵐を呼んで益々宦官の専横を許すこととなった。杜牧はその四年後の開成四年（八三九）に全六十八句にも及ぶ長篇古詩「李甘詩」（『樊川文集』巻二）を作っているが、その冒頭の〈大和八九年、訓注虓虎を極む。身を九地の底に潜めしも、転じて青天に上り去る（大和八九年、訓注極虓虎。潛身九地底、轉上青天去）とは、甘露の変の直前に李訓や鄭注が専横を極めていたことを言い、李甘はその彼らに敢然と反抗したため左遷され、まもなく貶謫の地で没してしまう。そしてその数ヶ月後に起こった甘露の変によって李訓と鄭注だけでなく、廉直の士までも凄惨な目に遭いながら、人を陥れた輩がいまだなお安穩としている理不尽さに、〈其の冬二兇（李・鄭）敗れ、渙汗湯罟を開く（文宗の恩赦）。賢者は須らく喪亡すべく、讒人は尚ほ堆堵（其冬二兇敗、渙汗開湯罟。賢者須喪亡、讒人尚堆堵）〉と憤るのである。しかしそのように憤る杜牧も最後は次のようなことばで結ぶしかなかった。

予於後四年、諫官事明主

予後四年（開成四年 八三九）に於いて、諫官（左補闕）明主に事う

常欲雪幽冤、於時一裨補

常に幽冤を雪ぎ、時に於いて一なりとも裨補せんと欲す

拜章、豈艱難、膽薄多憂懼、

拜章、豈に艱難ならや、肝薄く憂懼多し、

如何干斗氣、竟作炎荒土

如何ぞ斗を干さんとするの氣も、竟に炎荒の土と作る

題此涕滋筆、以代投湘賦

此に題して涕筆を滋し、以て湘に投ずるの賦に代えん

（『樊川文集』卷二）

甘露の変の四年も後の、しかも不正を糾弾する左補闕の任にあつたこの時でさえ、杜牧は上奏して彼らの汚名を晴らすことのできぬ自らの不甲斐なさを恥ぢ、ただひたすら鎮魂のことばを捧げるしかなかったのである。

『新唐書』の杜牧の伝（卷一六六「杜佑傳附杜牧傳」）には、〈牧、剛直にして、奇節有り、小謹に、齷齪たらず、敢えて大事を論列し、病利を指陳すること尤も切至（牧、剛直有奇節、不爲齷齪小謹、敢論列大事、指陳病利尤切至）と評されるが、『李甘詩』のこの最後のことばを見ると、〈剛直〉とは程遠い杜牧がいる。これはこの時もなお朝廷には戦慄すべき勢力が隠然と蠢いていたからであり、そこに一士大夫として生き抜いていかねばならない杜牧の苦衷を見て取ることができよう。この李甘も先の李戡と同じように掛け値無し（の「剛直」）な人物である。杜牧はこのように思い憧れる（剛直）な人物を描くことによって自らもそれに重ね投ぜんとする欲求があるように見受けられる。そこに些かなりとも慰藉を得んとする詩人、杜牧の姿がある。しかし一方では、甘露の変の直前、恐らくは病氣を理由に長安から洛陽に移っているように、時代の空氣を読み取ることに敏感であつた士大夫としての杜牧の姿も垣間見られる¹⁰。

このように甘露の変は唐王朝に対して政治的に大きなダメージを与えただけでなく、そこに生きる詩人たちにも大きなダメージを与えたことは想像に難くない。小川環樹氏が『唐詩概説』に於いて、明、趙宣光の時代区分

『唐人萬首絶句』凡例に拠つて、この大和九年（八三五）を以て中唐の終わりとするものも、やはりこの甘露の変ゆえである。⁽¹⁾明の高様も『唐詩品彙』の「總叙」では、甘露の変後を意味する文宗の開成年間（元年至五年 八三六―八四〇）以降を晩唐とするが、中唐は憲宗の元和年間（元年至十五年 八〇六―八二〇）以前とし、その中間の長慶（元年至四年 八二一―八二四 穆宗）・寶曆（元年至三年 八二五―八二六 敬宗）・大和（元年至九年 八二七―八三五 文宗）年間の言及はない。これは文学史を截然と切り分けることへのためらいもあつたであらうし、また実際にこの時代の文学の有り様は捉え難かつたからだとも言える。⁽²⁾しかし本稿で取り上げる「李戡墓誌銘」がこのような時代を経て生まれたものであることを思えば、このあたりの文学がどのようなものであつたのかについてやはりよく確めておく必要があるだろう。

註

※本論考は、紙面の都合上、「杜牧の『李戡墓誌銘』について（上）」と「杜牧の『李戡墓誌銘』について（下）」に分けて論ずることとし、「杜牧の『李戡墓誌銘』について（下）」は次年度『人文論叢』第六四號に公表予定。

（1）杜牧の詩文については、呉在慶『杜牧集繫年校注』

全四冊（二〇〇年十月 中華書局）に拠りつつ、適宜、他本・他書を参照。また杜牧の経歴や詩文の繫年については、繆鉞『杜牧年譜』（一九八〇年九月 人民文学出版社）、松浦友久・植木久行『杜牧詩選』（二〇〇四年十一月 岩波書店）などを参照。なお京都大學中國

文学研究室編『唐代の文論』（二〇〇八年十月 稻垣裕史譯註担当）にもこの「李戡墓誌銘」の全訳註が収められており参照されたい。第四四〇頁―第四五五頁。

（2）王彦威の淄青平盧軍節度使の赴任及び離任の時期について、『舊唐書』卷十七下「文宗本紀下」には（大和）九年……二月丙子朔。甲申、以司農卿王彦威兼御史大夫充平盧軍節度使……冬十月癸酉朔……己亥、以前河陽節度使蕭洪爲鄆坊節度使。淄青觀察使（淄青平盧節度使を指す）王彦威請停管內縣丞一十九員從之……開成元年秋七月……甲午、以金吾衛大將軍陳君賞爲平盧軍節度使代王彦威、以彦威爲戸部侍郎・判度支

……二年春正月……庚寅、戸部侍郎・判度支王彥威進所撰『供軍圖略』とあり、その「開成元年初七月」という離任の時期が、杜牧がここで「明年春、平盧府改」というのとは合わないが、王彥威が離任した後も開成二年の春までは幕府の置かれていた青州に留まっていたのであろう。

- (3) この『唐詩』について、『新唐書』卷六〇「藝文志」「總集類」に「李戡『唐詩』三卷」、通志「卷七〇」「藝文略」「總集」に「唐詩」三卷李戡集、詩數「雜編」卷二「遺逸中」載籍に「李戡有『唐選』三卷」、唐音癸籤「卷三一」「集録二」に「李戡『詩選』（三卷）」と著録されているが、この他の目録類には著録がない。また李戡自身について、『新唐書』卷七八「宗室傳」及び同卷七〇上「宗室世系表上」「蜀王房」に記載があるが、「宗室傳」の記事の出処は杜牧のこの「李戡墓誌銘」であり、『新唐書』「藝文志」以下の著録もこの「李戡墓誌銘」に拠ったと言えないだろうか。そこで、ここはひとつの可能性として実際に編纂されたのではなく、その編纂の意図があったというふうに解しておく。

- (4) 張祐に「題李戡山居」詩（『張承吉文集』卷七）があり、尹占華校注「張祐詩集校注」（二〇〇七年六月巴蜀書社）「附録二」「張祐繫年考」は開成元年（八三六）に繫年するが（第六三〇頁）、この墓誌銘に記さ

れているように開成元年に李戡は洛陽に居たので、それ以前の詩と見なすべきであろう。杜牧が池州刺史在任中（會昌四年至六年 八四四―八四六）、張祐と酬唱詩が盛んに交わされている。

- (5) 前掲注(1)『杜牧年譜』では慎重を期してか、この「李戡墓誌銘」を繫年せず、また前掲注(1)「杜牧集繫年校注」卷第九「唐故平盧軍節度巡官隴西李府君墓誌銘」の【注釋】①にも「本文作年難確考……則本文之撰、蓋在此時後不久」という。

- (6) 『樊川文集』卷十六「上宰相求湖州第二啓」。

- (7) 前掲注(6)卷一「李甘詩」。前掲注(1)『杜牧年譜』「大和九年乙卯（公元八三五）」第三五頁参照。

- (8) 前節に引用した『避暑錄話』のそのすぐ後に続けて葉夢得は次のように記している。

牧記、戡母夢有偉男子持雙兒授之云、予孔丘。以是與爾。及生戡、因字之天授。晁無咎（晁補之）每舉以爲戲曰、孔夫子、乃爲人作九子母耶。此必戡平日自言者、其詭妄不言、可知也。

- (9) 許渾について、先行研究として鈴木修次「許渾と杜牧」（『東方學會』第六一輯一九八一年一月）・羅時進「晚唐詩歌格局中的許渾創作論」（一九九八年八月 太本文藝出版社）「第九章 萬里山川半舊游・許渾交游考論」（二）「許渾與杜牧詩風之異同」などがある。張祐について、陳才智「張祐與元白詩派的離

合」(『文學遺産』二〇〇五年第五期) などがある。

- (10) 『新唐書』卷一六六「杜佑傳附杜牧傳」に「擢監察御史、移疾分司、東都」とあるだけで、杜牧自身は洛陽への転勤の理由を記さない。仮病は士大夫たちの常套手段で有るが、ただ本文引用の「洛中監察病假滿、送韋楚老拾遺歸朝」詩(『樊川文集』卷四)に「行開教化期君是、臥病神祇禱我知」というのは、この頃、病気がちであったのかもしれない。

- (11) 『唐詩概説』(一九五八年九月 岩波書店)。第二九頁

- (12) 唐代に於ける文学史的区分については、赤井益久氏の「『晚唐』考―その定義と『中唐』との差異―」(二〇〇二年三月 『傳統と創造の人文科學 國學院大學大學院文學研究科創設五十周年記念論文集』所収)、及び『中唐詩壇の研究』(二〇〇四年十月 創文社) 参照。